

寒川浄水場排水処理施設更新等事業については、平成14年8月1日に実施方針等を公表し、以後、実施方針等に対する質問・回答(同年10月18日公表)意見招請(同年10月22日に開催した意見交換会及び同年11月から12月に実施した事業者ヒアリングを含む。)を実施しました。

今回公表する寒川浄水場排水処理施設特定事業の入札説明書等は、実施方針等に対する上記意見招請に基づき、県企業庁がその対応を検討した結果を反映しています。

本資料は、これら検討の結果、実施方針等公表時の県企業庁の考え方等を変更した部分を整理したものです。

1 実施方針等公表時からの主な変更点

実施方針等公表時に示した県企業庁の考え方等のうち、意見招請に基づき変更した主なものは次のとおりです。概要は、「実施方針等公表時からの主な変更点」(資料8-1)を参照してください。

- (1) 維持管理・運営期間中のペナルティによる減額の及び範囲については、サービス購入料一体不可分という考え方は維持しつつ、事業者にとって参加しやすい仕組みとなるよう配慮しました。

なお、詳細は、減額と支払停止措置の関係について記載した「減額及び支払停止措置について」(資料8-2)、ペナルティポイントとそれに伴う減額について記載した「ペナルティポイントについて」(資料8-3)及び計画汚泥量全量を35%以下にできる能力が確認されない場合の対応フローについて記載した「設備能力に関する支払停止の流れ」(資料8-4)を参照してください。

- (2) 新設施設の瑕疵担保責任の存続期間について、建物に関する瑕疵担保責任の存続期間は、10年間、設備に関する瑕疵担保責任の存続期間は、1年間としました。

なお、関連資料として「予想されるリスクと責任分担表」(資料8-5)を参照してください。

- (3) 不可抗力による増加費用等の負担について、維持管理・運営期間中に不可抗力が原因で生じた増加費用等については、各年度のサービス購入料のうち維持管理・運営費相当分及び脱水ケーキの再生利用業務費相当分の100分の1までを事業者が、残りを県企業庁が負担することとしました。また、不可抗力が原因で運営開始が遅延したことによる増加費用等についても同様の取扱いとしました。

なお、関連資料はありません。

- (4) 建設期間中の金利変動リスク及び物価変動リスクは県企業庁が負担することとしました。

なお、関連資料はありません。

- (5) 脱水ケーキの再生利用に関する仕組みについては、緊急避難として最終処分場への埋立てを認めることとし、脱水ケーキの再生利用単価の固定期間を5年間(以降、5年ごとに見直し)としました。

なお、詳細は、脱水ケーキが100%再生利用されない場合の対応フローについて記載した「100%再生利用がなされない場合の取扱い」(資料8-6)を参照してください。

2 特定事業契約書(案)と特定事業契約書(素案)との相違点

「特定事業契約書(素案)改正箇所整理表」(資料8-7)を参照してください。なお、目次、別紙等は省略しています。

3 業務要求水準書について

「業務要求水準書の概要について」(資料8-8)を参照してください。